

失業保険料の納付

4月から労災方式

一、労働保険という新しい名称について
 これまで別々だった失業保険と失業給付を一つにして「労働保険」と呼ぶことになりました。又、この失業保険の納付は、失業給付と一括して行われます。

二、保険料の納付は年一回払い
 これまで毎月払いが、労災と同じ方式で、年度初めの「年一回払い」に改正されます。但し、従業員からの本人負担分は、毎月賃金支払のつど、これらで済ませ、徴収して下され。従って、事業主は年一回、事業主負担分と本人負担分を、概算で一回に納付しなければなりません。年度末になったら、過不足を精算します。

三、従業員が一人で場合は適用されず
 労働者が五人未満の小規模な事業所でも、その補償と安定をはかるため、今後五年の間に、全部の業種が加入しなくてはなりません。このため法律の改正があり、失保と労災の両保険は、事務の簡素化と事業主の便宜をはかるため、保険料の徴収(納付)事務が一本化されました。

四、保険料は労災と一緒に納付します

確定申告

申告書の書きかた

一、労働保険と失業給付の二つの保険料を、一括して計算し「労働保険料」として納め下され。例えば、両保険に加入している一般の場合の計算は、賃金総額(四十五年度の賃金支払総額を基礎とする)×失業保険料率(失業給付率)×労働保険料率(失業給付率)×労働保険料率(失業給付率)となり、13,000円労働保険料となります。

二、労働保険と失業給付の二つの保険料を、一括して計算し「労働保険料」として納め下され。例えば、両保険に加入している一般の場合の計算は、賃金総額(四十五年度の賃金支払総額を基礎とする)×失業保険料率(失業給付率)×労働保険料率(失業給付率)×労働保険料率(失業給付率)となり、13,000円労働保険料となります。

三、労働保険と失業給付の二つの保険料を、一括して計算し「労働保険料」として納め下され。例えば、両保険に加入している一般の場合の計算は、賃金総額(四十五年度の賃金支払総額を基礎とする)×失業保険料率(失業給付率)×労働保険料率(失業給付率)×労働保険料率(失業給付率)となり、13,000円労働保険料となります。

四、労働保険と失業給付の二つの保険料を、一括して計算し「労働保険料」として納め下され。例えば、両保険に加入している一般の場合の計算は、賃金総額(四十五年度の賃金支払総額を基礎とする)×失業保険料率(失業給付率)×労働保険料率(失業給付率)×労働保険料率(失業給付率)となり、13,000円労働保険料となります。

五、労働保険と失業給付の二つの保険料を、一括して計算し「労働保険料」として納め下され。例えば、両保険に加入している一般の場合の計算は、賃金総額(四十五年度の賃金支払総額を基礎とする)×失業保険料率(失業給付率)×労働保険料率(失業給付率)×労働保険料率(失業給付率)となり、13,000円労働保険料となります。

六、労働保険と失業給付の二つの保険料を、一括して計算し「労働保険料」として納め下され。例えば、両保険に加入している一般の場合の計算は、賃金総額(四十五年度の賃金支払総額を基礎とする)×失業保険料率(失業給付率)×労働保険料率(失業給付率)×労働保険料率(失業給付率)となり、13,000円労働保険料となります。

中高年齢者の雇用率

29職種で義務化

中高年齢者の雇用促進に関する令(労働省令)が、昨年十月一日から施行されました。中高年齢者の雇用率を義務化する29職種は、民間企業では、次の二十九職種が四十五歳から六十五歳までの中高年齢者を、定められた基準で雇入れなければならないことになりました。

一、求人コナナに於ては職安の窓口(求人コナナ)におたすね下さい。

二、雇用率が設定された職種
 守衛・監視人、社宅等の管理人

三、雇用率が設定された職種
 守衛・監視人、社宅等の管理人

四、雇用率が設定された職種
 守衛・監視人、社宅等の管理人

五、雇用率が設定された職種
 守衛・監視人、社宅等の管理人

六、雇用率が設定された職種
 守衛・監視人、社宅等の管理人

食料品店の経営講座

受講申込みは25日まで

一、研修の内容と講師
 清潔なお店、食料品店の衛生管理、衛生検査、販売促進、売上げと利益を上げる(販売促進)、近現代化研究室、太田芳夫先生

二、受講料
 定員 二十五名

三、受講料
 定員 二十五名

四、受講料
 定員 二十五名

五、受講料
 定員 二十五名

職員短信

当所の大賞賞指導員が、失業保険事務組合の事務担当優秀職員として、十一月八日、みくら山影館で、県内で初めての異知事表彰を受けました。大賞賞は、身に余る栄誉である。今後の一層の精励と努力を要しております。ご所属の皆さまのご利用のお蔭と深く感謝致しております。

なお、当所の若手のホープとして、昨年まで活躍していたおりました羽石誠、小島太郎の両職員が、このたび家事上の都合により、共に惜まれました。ご所属の皆さまのご利用のお蔭と深く感謝致しております。

昭和四十六年十二月
 宇都宮商工会議所
 理事 篠崎一郎
 監事 坂本恒五郎
 議員 坂本恒五郎
 〃 亀田賢治

新春講演会の第一弾

自動車事故と経営者の賠償責任

お申込みはお早目に

一、共催 日本商工会議所
 二、日時 二月十九日(土) 前10:00~後4:00

三、会場 当所(二階大会議室)
 四、講師 弁護士 生田健蔵先生(石)

五、対象 経営者の他中堅幹部
 受講料 二〇〇円(テキストト並びに茶菓子代)他に最新の著書「自動車事故と経営者の賠償責任」(六〇〇円)を、予約受付します。

六、定員 一五〇名
 申込み 受講料(著書希望者は他に六〇〇円)を、お申し込みまで、電話の仮受付もいたします。

七、その他 ①定員、テキストが限定されていますので、お申込みはお早めに。②テキストは、お申込みと同時にさしあげます。

＊お店のことなら……なんでも ご相談下さい！

店舗・設計・施工のパイオニア

日本店装チェーン加盟店・店装クラブ会員

オオミヤ

宇都宮市駒生町1407 代表 大宮 幸一

■店舗設計事務所 泉町8-24 TEL (22) 2202
 ■アド・センター 看板各種展示装飾 TEL (52) 1050